

平成23年3月17日

一般事業主行動計画（八幡信用金庫）

総務・企画本部 人事

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日

2. 目標・対策内容

(1) 目標 育児休業をしている労働者の職業能力の開発および向上のための情報提供

対策 産前・産後休業者および育児休業者に当金庫の預金新商品等の情報を「業務関連情報掲載表」に記載し送付する。

(2) 目標 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

対策 パート職員を除く全職員が連続休暇を5日間取得する。なお、業務上の都合により連続5日間取得することが困難な場合は、2日間と3日間に分けて取得する。

以上